

総 第 4 6 6 4 号

令和4年11月24日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 田中 肇 様

琴浦町長 福本 まり子



随時監査における報告事項について(回答)

令和4年10月18日付監第28号で提出を受けました随時監査結果報告書にて
意見等のありました事項については、別紙のとおり回答します。

随時監査結果報告書に対する回答

審査意見等	担当部署	回答 (対応方針)
(1) 随意契約の理由について	総務課 (施設管理室) 農林水産課 社会教育課	<p>特別史跡斎尾廃寺跡及び大高野官衙遺跡の芝管理委託については、周辺民地と一体的に管理する必要があると考え、地元調整が円滑に行えることが可能という理由で、白鳳の郷地域活性化協議会と一者特命随意契約を締結しました。</p> <p>しかし、改めて、この度の随意契約理由をガイドラインに照らし合わせてみると、地元調整が円滑に行えることを理由とするのみでは、一者を特定することは不十分でありました。</p> <p>今後の取り扱いとしましては、随意契約に該当しない場合は、一般競争入札や指名競争入札すべきと認識しております。</p> <p>また、本契約における団体内での事務処理等について、団体の意思決定が適切に行われていなかったことが確認され、改めて今後は、白鳳の郷地域活性化協議会に適切な事務処理が行われるよう求めて参ります。</p>
(2) 実績管理について		<p>概算払と分割払につきましては、それぞれ財務規則において規定があり、取り扱い上では、規則に抵触するものではないと理解しております。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、契約上特段の事由がないにもかかわらず、両業務契約において取り扱いを別にしていただけには必然性もないため、今後は同一の支出方法に努めて参ります。</p> <p>また、実績等の確認については、仕様に基づいて適切な時期に、作業の進捗状況の把握や現場確認、作業日誌等で実施状況の検査を正確に実施すべきでしたが、不十分なところもあり、今後適切な業務管理を徹底して参ります。</p>
(3) 契約マニュアルの作成について		<p>ご指摘のとおり、事務処理における統一性は法令違反の防止にもなるため、改めて庁内でのマニュアルやチェックリストの見直しを行います。</p> <p>また、現在規定のない任意団体との契約についても、適格性判断基準等の作成準備に取りかかりたいと考えます。</p> <p>そして、今後速やかに、財務規則を含めガイドライン、マニュアル等の法令遵守義務の徹底を図るため、職員研修を実施して参ります。</p>